

国民健康保険 からの お知らせ

■お問合せ
保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1732

国民健康保険に 加入するとき やめるときは 届け出が必要です

国民健康保険脱退の
き全額自己負担になります。

国民健康保険脱退の

- 職場の健康保険などに加入
手続きが必要な場合

妊娠婦受給者の場合

す(福)医療福祉費支給制度に該当し、(福)医療福祉費受給者証(ピンクのカード)をお持ちのかたは除きます)。

波多美者正^ガ

新しくなります

現在使用している被保険者証は、3月31日で使えなくなっています。新しい被保険者証は3月末までに世帯主あてに郵送します。

- 記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか
- 資格がないのに被保険者証が届いた(他の健康保険に加入、転出、死亡)
- 資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生他の健康保険に加入していない)

■国民健康保険加入の 手続きが必要に

- 国民健康保険に加入するとき・やめるときは14日以内に保険年金課(岩井仮設庁舎)または窓口センター(猿島庁舎)に届け出をしてください。届け出には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

○他の市町村へ転出するとき
（学生の場合はお申し出ください）

○死亡したとき
○後期高齢者医療制度の対象

- 職場の健康保険などをやめたとき（社会保険喪失証明書などをお持ちください）
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなつたとき

- 届け出が遅れると、資格を喪失した後に国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けた分の医療費（国民健康保険負担分）は、後で返還していくことになります。

中学3年生までの
お子さんの場合

お子さんの場合

現在使用している被保険者証は、3月31日で使えなくなります。新しい被保険者証は3月末までに世帯主あてに郵送します。

記載内容(住所、氏名、生

届け出が遅れると…

- ・保険税は届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼつて納付することになります。



坂東市独自の制度

坂東市すこやか 医療費支給制度

（福）医療福祉費支給制度に該当しない15歳（中学3年生）までのお子さんが医療機関で診療などを受けた場合に対象となります。

■お問合せ

岩井仮設所舎
保險年金課
内線 1736

受診の際は受給者証の提示が必要です

県内の医療機関などを受診される際は、保険証と一緒に受給者証を医療機関の窓口に提示してください。